

松江市告示第 350 号

松江市特別定額給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市特別定額給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため実施する特別定額給付金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 特別定額給付金(以下「給付金」という。)の給付対象者(以下「給付対象者」という。)は、令和2年4月27日(以下「基準日」という。)において、松江市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日において、市内で生活していたが、松江市の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、松江市の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるものを含む。)とする。

(給付金の給付)

第3条 市長は給付対象者に対し、この要綱に基づき、給付金を給付する。

(給付額)

第4条 給付金の給付額は、給付対象者1人につき10万円とする。

(申請者及び受給者)

第5条 給付金を申請し、受給できる者(以下「申請・受給者」という。)は、給付対象者の属する世帯の世帯主(基準日以降に世帯主が死亡した場合は、その世帯に属する他の者(以下「世帯員」という。)のうち新たに世帯主となったもの)とする。

2 次の各号に掲げる場合の申請・受給者は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げるものとする。

(1) 配偶者等からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者(婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。)又は婦人保護施設の入所者の暴力被害の加害者が、当該入所者の親族など、当該入所者が属する世帯の者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。以下「DV等避難者」という。)及びその同

伴者のうち、次に掲げる場合のいずれかの要件を満たすもので、基準日において、松江市にその住民票を移していないもの 当該DV等避難者

ア 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令をいう。）が出されていること。

イ 婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行する確認書及び親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書と同様の内容が記載された証明書を含む。）があること。

ウ 基準日の翌日以降に松江市に転入し、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づくDV等支援措置の対象となっていること。

(2) 児童等（児童（基準日時点で18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（令和3年3月31日において22歳以下の者で児童以外のもの（疾病等やむを得ない事情による休学等により、学校等に在学している23歳以上の者を含む。）をいう。）のうち、次に掲げる場合のいずれかの要件を満たすもので、基準日において、松江市にその住民票を移していないもの 当該児童等

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）及び児童以外の者（同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、支援を受ける者に限る。）

イ 児童福祉法第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて、若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所措置を採られて、同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定

発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置を採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び 2 か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）及び児童以外の者（同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 29 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設に入所（2 か月以内の期間を定めて行われる入所を除く。）している児童で児童のみで構成する世帯に属しているもの

エ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項に規定する救護施設若しくは同条第 3 項に規定する更生施設、日常生活支援住居施設（社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であって、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。）、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所（2 か月以内の期間を定めて行われる入所を除く。）している児童等で、児童等のみで構成する世帯に属しているもの

オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居に入居（2 か月以内の期間を定めて行われる入居を除く。）している児童等及び児童以外の者（同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

カ 児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2 か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）で、児童等のみで構

成する世帯に属しているもの

- (3) 次に掲げる場合のいずれかの要件を満たす者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日において松江市にその住民票を移していないもの 当該措置入所等障害者・高齢者

ア 障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 3 項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所又は入居（2 か月以内の期間を定めて行われる入所又は入居を除く。以下「入所等」という。）の措置が採られているもの

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 1 項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第 2 項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所等（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等を除く。）の措置が採られているもの

- (4) 定住する住居を持たずホームレス又はインターネットカフェ等に寝泊まりしている者（以下「ホームレス等」という。）であって、基準日において松江市の住民基本台帳に記録されておらず、かつ、基準日の翌日以降、松江市の住民基本台帳に記録されたもの

- (5) 現に住民基本台帳に記録されておらず、かつ、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると松江市に申し出た者で、法務局等が発行する無戸籍者として把握していることの証明を受けたうえで市長が相当と認めるもの

（申請及び給付の方式）

第 6 条 申請・受給者は、特別定額給付金申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）により申請を行わなければならない。

2 申請・受給者による申請及び市による給付は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第 3 号に掲げる申請方式は、第 1 号又は第 2 号による給付が困難な場合に限り行うものとする。

(1) オンライン申請方式 マイナンバーカードを所持している申請・受給者がオンラインにより申請し、市が申請・受給者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 郵送申請方式 申請・受給者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請・受給

者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (3) 窓口現金受領方式 申請・受給者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより給付する方式

- 3 申請・受給者は、給付金の申請しようとするときは、口座番号を確認できる書類の写し及び公的身分証明書(公的身分証明書は、前項第2号又は第3号の場合に限る。)を添付(申請・受給者本人が窓口で申請書を提出するときは、提示)しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(申請受付開始日及び申請期限)

第7条 給付金の申請受付開始日は、第5条第2項第1号の場合は令和2年5月1日、同条第2項第2号又は第3号の場合は令和2年5月29日とする。

- 2 申請期限は、令和2年8月28日とする。

(代理による申請)

第8条 第6条の規定にかかわらず、次に掲げる者(以下「代理人」という。)は、申請・受給者に代わり同条の申請を行うことができる。

- (1) 基準日時点での申請・受給者の属する世帯の世帯構成者
(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
(3) 親族その他の平素から申請・受給者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

- 2 前項の規定により代理人が給付金の申請をするときは、当該代理人は申請書に委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を添付しなければならない。この場合において、市長は、当該代理人本人であることを確認するため、代理人に公的身分証明書等の提出又は提示を求めるものとする。

- 3 市長は、第1項第2号及び第3号の代理人にあつては、代理人であることを証明する書類の提出を求めるものとする。

(給付の決定)

第9条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、給付を決定し、当該申請・受給者にその旨を通知するとともに、給付金を給付するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 申請・受給者から申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合は、当該申請・受給者は給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長は、前条の規定により給付の決定をした場合で、申請書の不備等申請・受給者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときにおいて、確認等に努めたにもかかわらず申請・受給者から令和2年10月31日までに補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者がいるときは、第9条の規定による給付の決定を取り消し、給付金の返還を命ずる。

2 前項の規定により、給付の決定を取り消したときは、申請者に通知するものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、特別定額給付金給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年5月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和2年11月30日限り、その効力を失う。

特別定額給付金申請書

| | | | | |
|-----------------------|----|---|---|---|
| 申請日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村 | | | | |
| 松江市長 | | | | |

| | |
|--------|--|
| 松江市管理欄 | |
| 申請書No. | |
| 受付No. | |



○ 世帯主（申請・受給者）

| | | |
|---------------|------------------|------|
| (フリガナ) 氏 名 | 現 住 所 | 生年月日 |
| 署名（又は記名押印） | 日中に連絡可能な電話番号 () | |

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 当市が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、当市が、世帯主（申請・受給者）又はその代理人に連絡・確認できない場合には、当市は当該申請が取り下げられたものと見なします。（なお、申請期限は令和2年8月28日となります。）
- ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。
- ⑤ 住民基本台帳に登録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

○ 給付対象者（下記の記載内容を御確認ください。もし記載の誤り等があれば、朱書きで訂正してください。）

※給付金の受給を希望されない方は辞退欄に×をご記入ください。

| 氏 名 | 続柄 | 生年月日 | 辞退 | 氏 名 | 続柄 | 生年月日 | 辞退 |
|-----|----|------|----|-----|----|------|----|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | | |
|--------|----|---|----|
| 給付合計金額 | 万円 | ※ | 万円 |
|--------|----|---|----|

※給付金の給付辞退等があり給付合計金額に変更がある場合には、給付対象者人数×10万円の金額を記入してください。

○ 受取方法（希望する受取方法（下記のA又はB）のチェック欄（□）に『レ』を入れて、必要事項を御記入ください。）

A 指定の金融機関口座（世帯主（申請・受給者）又はその代理人の口座に限ります。）への振込を希望

【受取口座記入欄】（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

※通帳番号の記載誤りがないか再度御確認ください。通帳番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

| 金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く) | 支 店 名 | 分類 | 口 座 番 号 (右詰めでお書きください) | (フリガナ) 口座名義 |
|--------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------|--------------------------|----------------|
| 1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信相 7. 信漁連 4. 信連 | 本・支店 本・支所 出張所 支店コード | 1普通 2当座 | | |
| 金融機関コード | | | | |

| ゆうちょ銀行 | 通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に御記入ください。) | 通帳番号 (右詰めでお書きください) | (フリガナ) 口座名義 |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------|----------------|
| ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。 | ※ | | |
| | 1 0 | | |

B 本申請書を窓口で提出し、後日、給付（この場合は、申請書の郵送の必要はありません。）

（金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。）

代理人が申請する場合は、裏面の代理申請（受給）に御記載ください。

(申請書裏面)

【代理申請(受給)を行う場合】

| 代理人 | (フリガナ) | 申請者との関係 | 代理人生年月日 | 代理人住所 |
|-----|--------|---------|-------------|------------------|
| | 代理人氏名 | | 明治・大正・昭和・平成 | 日中に連絡可能な電話番号 () |
| | | | 年 月 日 | |

上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の

| | | | | |
|--------------------------|-------------------------------------|-------|------------|-----|
| 申請・請求 受給 申請・請求及び受給 | を委任します。 ← 法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。 | 世帯主氏名 | 署名(又は記名押印) | |
| | | | | |
| | | | | (印) |

世帯主(申請・受給者)の本人確認書類

コピー貼り付け

- ・運転免許証のコピー
- ・マイナンバーカードのコピー
- ・健康保険証のコピー
- ・年金手帳のコピー 等

※ 代理申請(受給)を行う場合は、代理人の本人確認書類及び代理関係が確認できる書類のコピーも添付してください。

世帯主(申請・受給者)の受取口座確認書類

コピー貼り付け

- ・通帳のコピー
 - ・キャッシュカードのコピー 等
- ※ 金融機関名、支店名、分類、口座番号、口座名義(フリガナ)を確認できる部分のコピー

※ 代理受給を行う場合は、代理人の受取口座確認書類のコピーを添付してください。

チェックリスト

(以下の項目を必ずご確認の上、確認後はチェック欄(□)にレを記入してください。)

- ① 申請書の項目に記入漏れ、記入誤りがないことをご確認ください。
- ② ご記入いただいた受取口座の内容と通帳等のコピーの内容(金融機関名、支店名、分類、口座番号、口座名義(フリガナ))が一致していることをご確認ください。
- ③ 次の書類が添付されていることをご確認ください。

【必ず添付していただく書類】

- 世帯主(申請・受給者)の本人確認書類のコピー
- 受取口座確認書類のコピー
(金融機関名、支店名、分類、口座番号、口座名義(フリガナ)が確認できる部分)

【代理申請(受給)を行う場合に添付していただく書類】

- 代理人の本人確認書類のコピー
- 代理関係が確認できる書類のコピー(代理人が世帯主と同一世帯の場合は不要)